

～65歳以上の方と、その同一世帯の方対象～
**特殊詐欺対策電話機器等の
購入費を一部補助します！**
申請は令和9年3月31日まで

対象者 令和9年3月31日時点で65歳以上の方(昭和37年4月1日以前生まれ)、またはその人と同一の住居にお住まいの方 ※過去に本補助金を受けた世帯は対象外です。

補助額 購入費(設置費を含む。)の2分の1

上限 7,000 円(100円未満切り捨て)

1世帯1台限り

対象機器等

令和8年4月1日以降の購入で、つぎの①か②のいずれかに該当するものが対象

① 固定電話に取り付ける機器

- ・ 通話を録音し、着信時に「録音する旨」を自動音声で相手に通知できるもの
- ・ 迷惑電話番号管理サーバーに登録された、迷惑電話のおそれがある番号からの着信を自動判別し、着信を拒否または警告(通知)できるもの

② 固定電話機

- ・ ①の機器の機能を内蔵するもの

※スマートフォンや携帯電話は対象外です。

購入の際は、特殊詐欺(迷惑電話)対策用かを確認してください。

ご不明、ご心配な場合、事前に安心安全課までご相談ください。

補助金が交付されるまでの流れ

高齢者が居住するご自宅に
取り付けることが条件です。

1. 令和8年4月1日以降、特殊詐欺対策電話機器等を購入してください。
対象機器が心配な場合は、事前に安心安全課までご相談ください。
2. 必要書類を揃えて提出してください。(安心安全課窓口または郵送)
※様式は市ホームページまたは市役所3階 安心安全課窓口で入手できます。
3. 審査後、「補助金交付決定通知書」が郵送されます。
4. 補助金が指定口座(原則、申請者名義の口座)に振り込まれます。

必要書類

- (1) 補助金交付申請書兼実績報告書
- (2) 補助金交付請求書
- (3) 領収書等(支払いが確認できる書類)の写し
※インターネットによる購入の場合も必要です。
※購入費・設置費以外(利用料金等)が含まれる場合は、内訳が分かるものを添付してください。(送料、各種サービス加入料等は補助対象外)
※ポイント・クーポン等を使用した場合は、使用分を差し引いた実支払額で補助金額を決定します。
- (4) 購入した機器の機能が確認できる資料
(カタログ、パンフレット、説明書等の写し)
- (5) 申請者本人名義の通帳またはキャッシュカードの写し
- (6) 申請者が市内在住であることが分かる書類の写し
(運転免許証、マイナンバーカード等)



ホームページはこちら

予算額に達し次第、終了します。お早めに申請してください。

《 お 問 合 せ 先 》

知立市役所3階 安心安全課 防犯交通係 ☎0566-95-0115
窓口対応時間:市役所開庁時間内(年末年始、祝日を除く)